

国分寺市まちづくり条例の あらまし

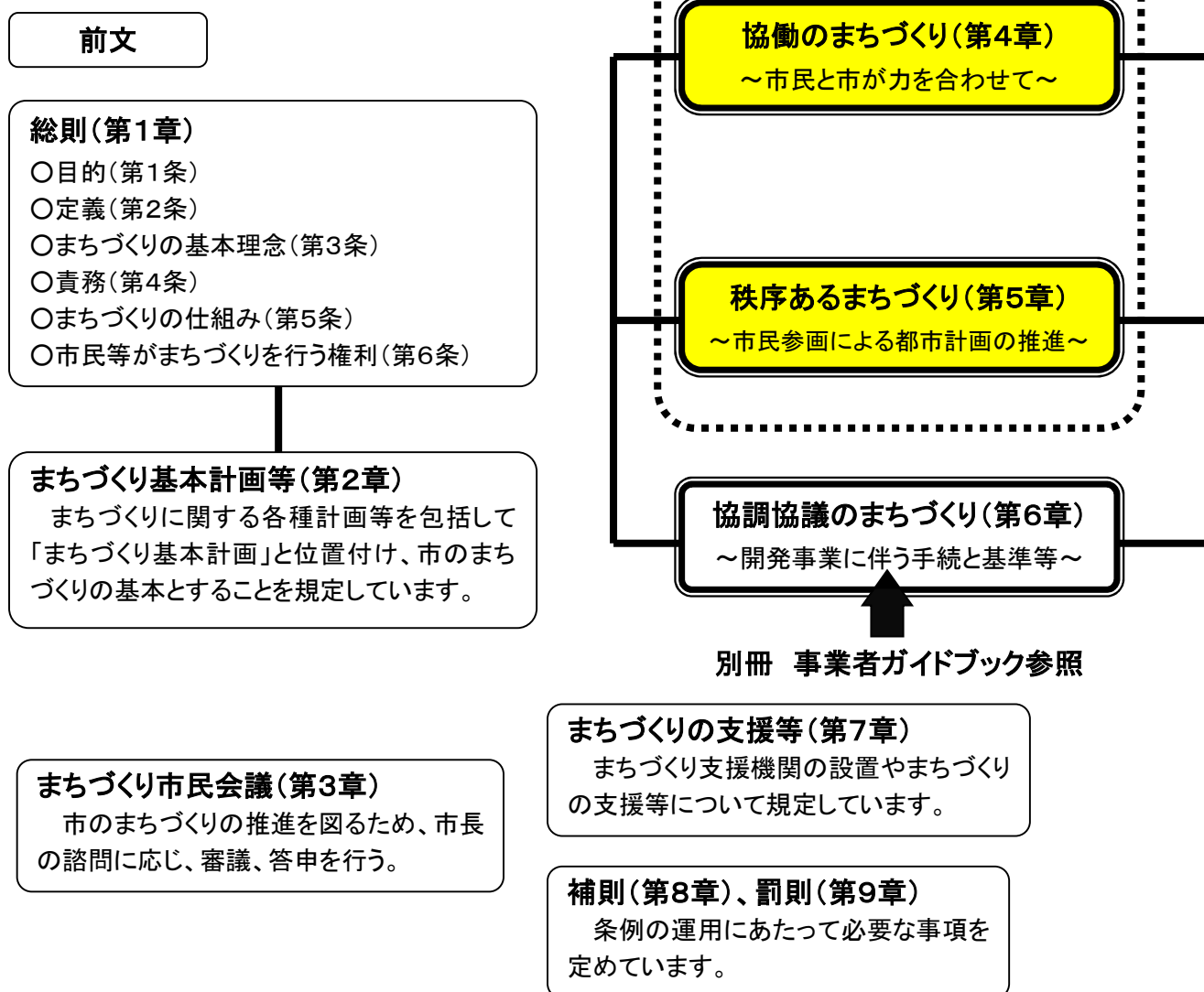
～協働のまちづくり・秩序あるまちづくり～



令和3年8月発行

国分寺市まちづくり部まちづくり推進課

国分寺市まちづくり条例の全体構成図



国分寺市まちづくり条例の策定経過

この条例は、『国分寺市都市マスタープラン(平成 12 年3月)※』の内容を実現するための一つの方策として、また、国分寺市が健康で文化的な都市として暮らしやすいまちとなるための基礎となるまちづくりの理念を市民、事業者及び市が共有し、その理念にのっとりまちづくりを推進するためのルールや仕組みを定めたものです。

条例の検討は平成 13 年から始まり、市民と行政が協働で検討するために発足した、市民であれば誰でも自由に参加できる「都市(まち)づくりサロン」を中心に、団体ヒアリング、地域別懇談会、シンポジウム、各種説明会、市報発行等を通じて、幅広い市民参加を経てきました。

そして、「都市(まち)づくりサロン」からの条例策定への提言を踏まえ、市民、専門家、市職員からなる「まちづくり条例合同検討会議」を設置し、「国分寺市まちづくり条例基本方針」を定めました。この基本方針をもとに条例案をまとめ、平成 16 年6月 24 日に公布、平成 17 年1月1日より施行をしています。

※都市計画法第 18 条の2の規定に基づく、市の都市計画に関する基本的な方針のこと。

○地区まちづくり計画の策定・決定・実施(第 14 条、第 17・18 条)

～身近な地区の市街地環境の改善や保全などを目的としたまちづくりを推進する仕組みを定めています。

○テーマ型まちづくり計画の策定・決定・実施(第 15 条、第 17・18 条)

～特定のまちづくりテーマについて関心のある市民が集まって行うまちづくりを推進する仕組みを定めています。

○都市農地まちづくり計画の策定・決定・実施(第 16 条、第 17・18 条)

～都市農地の計画的な保全と宅地化に伴う優良な住宅地開発の仕組みを整えています。

○まちづくり推進地区(第 20～21 条)

～都市整備が必要な地区等について、行政の発意により、市民・事業者等とともに、協働のまちづくりを進めます。

○都市計画の提案に関する支援と手続等(第 25～30 条)

～地権者やまちづくり協議会などが行う都市計画の提案について、その「支援制度」と「提案から決定までの手続」等を定めています。

○都市計画決定手続に係る市民参加の充実(第 31～33 条)

～「都市計画の原案作成段階における市民参加」「都市計画の決定手続における市民参加規定の充実」を図っています。

○都市計画委任事項の活用(第 34～38 条)

～法令委任事項として、地区計画等の原案の提示方法や意見の提出方法、地区計画の申出制度の活用を図っています。

○開発事業の手続(第 41～60 条)

～開発事業に伴う届出、市民への早期の説明と市との協議等の手続を定めています。

○大規模な土地取引・開発事業に伴う土地利用の調整(第 61～68 条)

～市全体に大きな影響を与える大規模な土地取引・開発事業については、開発事業の手続に先立ち、土地利用の調整手続を定めています。

○開発事業に関する基準(第 69～78 条)

～まちづくりの基本理念等に鑑み、開発事業に関する基準、都市計画法の開発行為の許可基準の充実を図っています。

○開発事業に係る紛争調整(第 79 条～第 84 条)

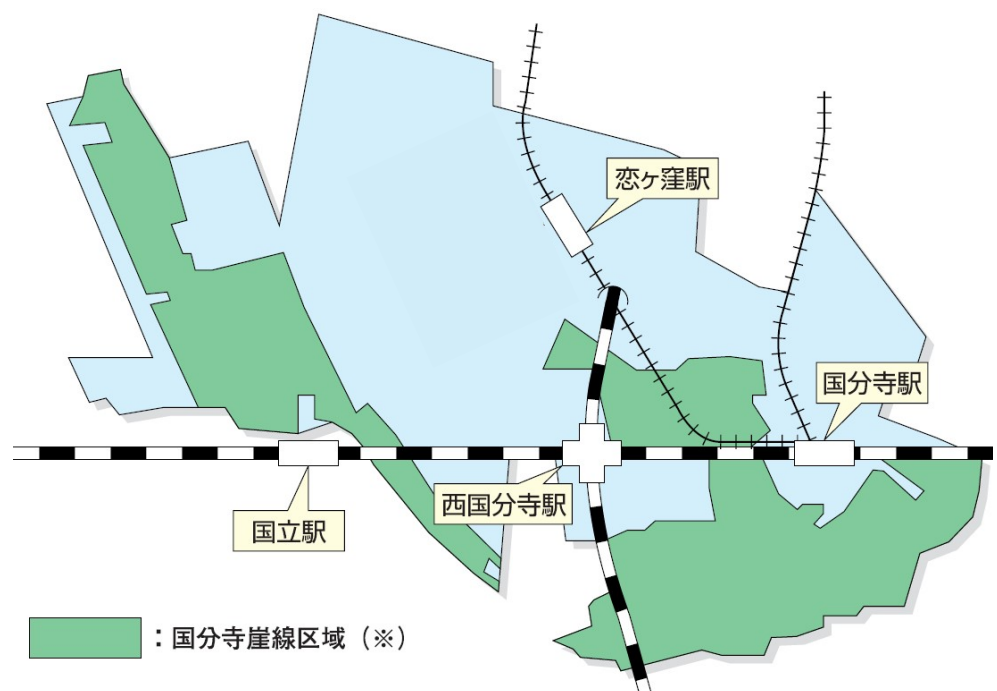
～開発事業に伴う紛争の予防と調整の仕組みを整えています。

○建築基準法の活用(第 84 条の2～第 84 条の9)

～斜面地建築物と周辺の住環境との調和を図ることを目的として、建築基準法の活用を図っています。

がいせん
国分寺崖線区域とは、『国分寺市緑の基本計画』に定められた緑化重点地区の1つである「国分寺崖線保全・整備地区」で、商業地域等を除いた本条例で定める区域(第2条第2号、別表第1)のことです。

当該区域内では、緑地・湧水等の優れた自然環境を保全するため、独自の開発基準等を定め、環境共生型の土地利用を目指しています。



まちづくり条例の基本的な考え方

① まちづくり条例の制定目的

都市計画法や建築基準法を基本としたまちづくりでは、全国一律で画一的とならざるをえず、地域課題を解決すべきまちづくりへの対応には限界があります。

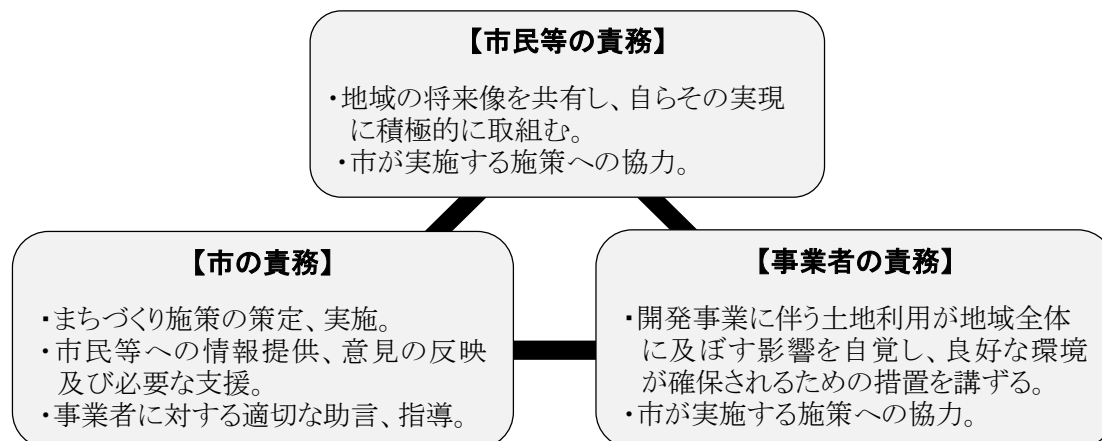
市民意向に沿った地域性を生かしたまちづくりを実践するためには、各自治体それぞれの地域特性にあった「まちづくりの方針」や「まちづくりのルール」を策定する必要があります。

そこで、国分寺市では、まちづくりの基本となる事項、市の特性を生かしたまちづくりの仕組み、開発事業に伴う手続及び土地利用に関する基準並びに都市計画法の規定に基づく都市計画の手続等を定めることにより、市民の福祉を高め、豊かな緑と水と文化財にはぐくまれた安全で快適なまちづくりの実現に寄与するため、まちづくり条例を制定しました。（平成 16 年 6 月 24 日制定 平成 17 年 1 月 1 日施行）

② まちづくりの基本理念（第3条）

- 1 市民等、事業者及び市の相互の信頼、理解及び協力のもとに協働によって行われなければなりません。
- 2 公共の福祉を優先する土地基本法の理念及び環境への負担が少ない持続的発展が可能な社会の構築を旨とする環境基本法の理念を踏まえ、総合的かつ計画的に行われなければなりません。
- 3 国分寺崖線をはじめとした緑、湧水、史跡武蔵国分寺跡を中心とした文化財等地域の貴重な資産である緑と水と文化財を守り、はぐくみ、及び生かすことを基本に行われなければなりません。

③ 市民等、事業者、市の責務（第4条）



④ まちづくりの仕組み

まちづくり条例の目的とまちづくりの基本理念を実現するため、まちづくりの三つの仕組みを定めています。

協働のまちづくり（第4章） ～市民と市が力を合わせて～

⇒5ページ～

秩序あるまちづくり（第5章） ～市民参画による都市計画の推進～

⇒7ページ～

協調協議のまちづくり（第6章） ～開発事業に伴う手続と基準等～

⇒別冊事業者ガイド

まちづくり市民会議（第 10 条、第 11 条、第 47 条～第 47 条の6）

国分寺市まちづくり市民会議（以下「市民会議」）は、まちづくりの推進を図るために必要な事項を審議するために設置をした機関です。市民会議の委員は、公募により選出された市民等7人以内（令和5年5月1日以降は、公募により選出された市民等5人以内、関係団体から推薦を受けた者2人以内）、識見を有する者（都市計画、建築、法律等の専門家）6人以内で構成されています。

● まちづくり市民会議の審議事項

市民会議は、市長の諮問に応じ、審議・答申をするほか、建議をすることができます（第 10 条第2項）。

具体的な審議事項としては、まちづくり協議会の認定をするとき（第 13 条第3項）、まちづくり計画の決定をするとき（第 17 条第8項）、大規模土地取引行為の届出に対する助言をするとき（第 62 条第2項）、建築物の高さの特例基準の適用をするとき（別表第3の3の項第1号）などが挙げられます。

● 調整会

市民会議は、調整会（第 47 条）の主宰をします。調整会とは、開発事業に関する近隣住民と事業者の双方の意見等の調整がつかない場合に、その整理と調整を行うものです。

① 調整会の委員

調整会の委員は、市民会議の識見を有する者の中から3人以上を会長が指名します。

② 調整会の開催請求

調整会は、近隣住民又は事業者が市長に開催を請求できます。

近隣住民が行う場合は、事前協議書等の公告日（第 44 条）の翌日から 14 日以内に事前の申出を行い、公告日の翌日から 21 日以内に満 20 歳（令和4年4月1日以降は満 18 歳）以上の近隣住民の過半数の署名により請求を行います。

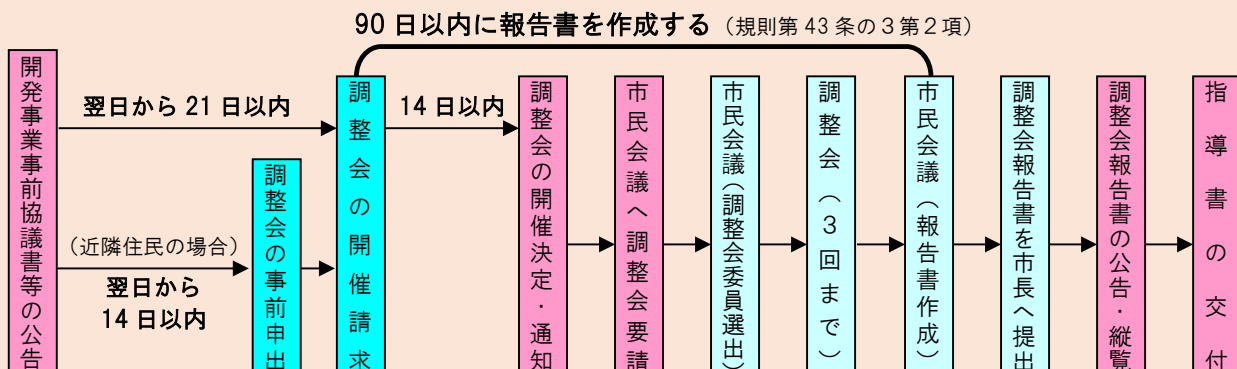
事業者が行う場合は、事前協議書等の公告日（第 44 条）の翌日から 21 日以内に請求を行います。

③ 調整会の開催回数、期間

請求日から 90 日以内（調整会報告書作成期間を含みます。）に、3回までの開催となります。

④ 調整会の調整結果

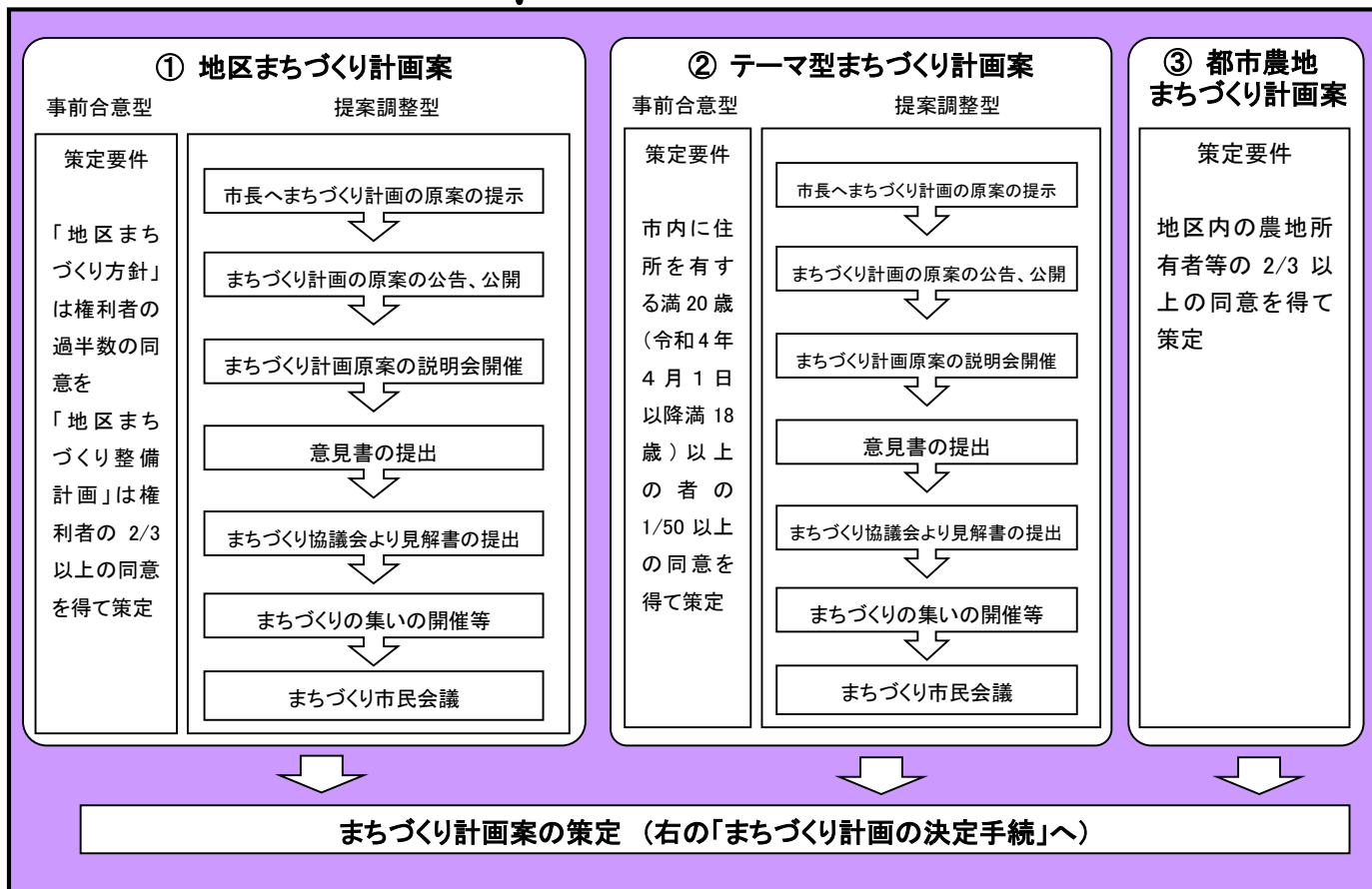
近隣住民及び事業者の双方の歩み寄りを前提としたものであり、当事者間の合意による解決が本会の主旨となります。どちらかの要望が必ずかなうものではありません。なお、第 48 条において、市が指導書を交付する際には、調整会の報告書の内容を踏まえて行うこととしています。



協働のまちづくり ～市民と市が力を合わせて～（第12条～第24条）

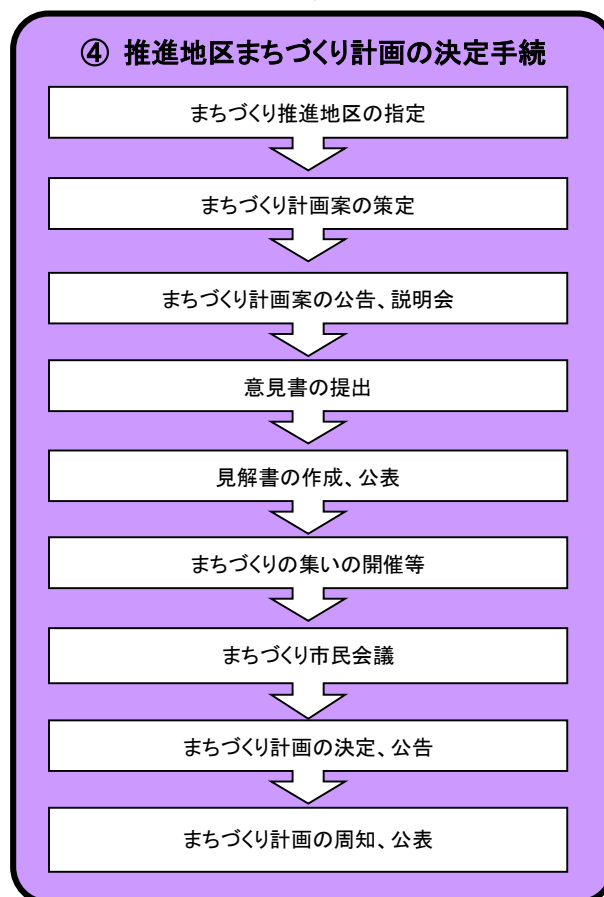
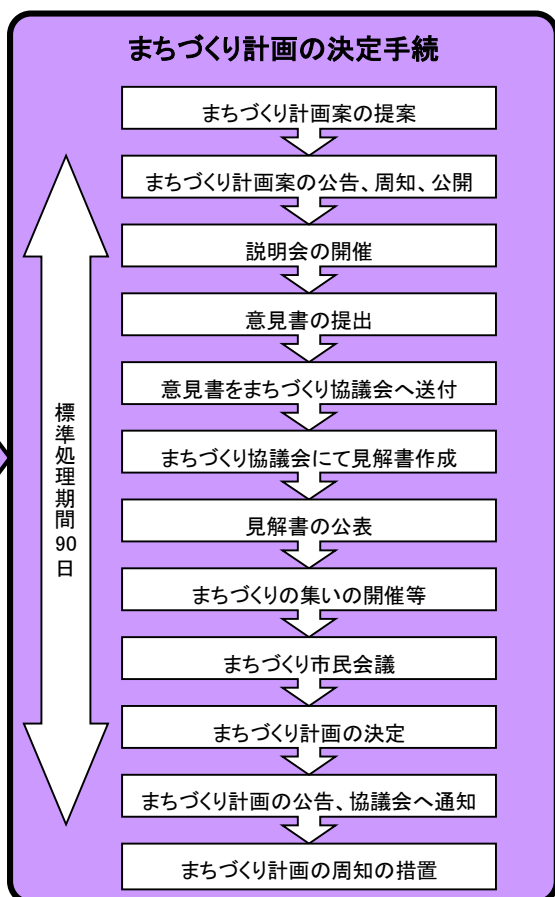
市民と市が力を合わせて地域の特性を生かした協働のまちづくりを推進するために「地区まちづくり計画」「テーマ型まちづくり計画」

	① 地区まちづくり計画	② テーマ型まちづくり計画
特色は？	「地区まちづくり計画」とは、身近な地区の市街地環境の改善や保全を目的とした計画を言います。	特定のまちづくりテーマについて、関心のある市民が集まって行う良好なまちづくりを目的とした計画を言います。
地区はどれ位の大きさ？	概ね 3,000 m ² 以上の地区を対象としています。	—
誰が計画づくりをできるの？	「地区まちづくり協議会」として認定された団体が計画づくりを行います。「地区まちづくり協議会」の構成員は、地区住民等（地区内に住所を有する者・地区内で事業を営む者・地区内に土地又は建物を所有するもの・規則で定める者）です。	「テーマ型まちづくり協議会」として認定された団体が計画づくりを行います。「テーマ型まちづくり協議会」の構成員は市民等（市内に住所を有する者・市内で事業を営む者、市内の土地又は建物所有者・規則で定める者）です。
どのようなまちづくりができるの？ どのような計画があるの？	〇ミニ開発を防ぎ良好な住環境を保全したい、〇戸建住宅地の環境を守りたい、〇活力ある商店街のまちづくりをしたい、〇自治会・町内会単位でまちづくりに取り組みたい などが考えられます。	〇国分寺崖線の保全と再生のまちづくり、〇景観まちづくり、〇歴史まちづくり、〇観光まちづくり などが考えられます。



「都市農地まちづくり計画」「推進地区まちづくり計画」の4つのまちづくりの仕組みを定めています。

③ 都市農地まちづくり計画	④ 推進地区まちづくり計画
都市農地の計画的な保全及び活用を目的とした計画を言います。	市が重点的・優先的にまちづくりが必要な地区を指定し、市街地整備及び都市環境の改善を目的とした計画を言います。
概ね 3, 000 m ² 以上で、その面積の2/3以上の土地が都市農地であることが要件となります。	概ね1ヘクタール以上です。
「都市農地まちづくり協議会」として認定された団体が計画づくりを行います。「都市農地まちづくり協議会」の構成員は、農地所有者等(地区内で農業を営む者・地区内に住所を有する者・地区内の土地又は建物所有・規則で定める者)です。	推進地区の指定は、市が行いますが、計画づくりは「推進地区まちづくり協議会」が行います。「推進地区まちづくり協議会」の構成員は地区内で住所を有する者・事業を営む者・土地建物を所有する者・市民等・識見を有する者・市職員・規則で定める者です。
○相続等に備えた計画的な農地利用、○宅地化農地の計画的土地利用、○都市農地の集約化計画 などが考えられます。	〈推進地区まちづくり計画策定事例〉 ○史跡武蔵国分寺跡周辺地区まちづくり計画 ○国 3・2・8 号線沿道まちづくり計画 ○国分寺街道及び国 3・4・11 号線周辺まちづくり計画 ○西国分寺駅北口周辺まちづくり計画



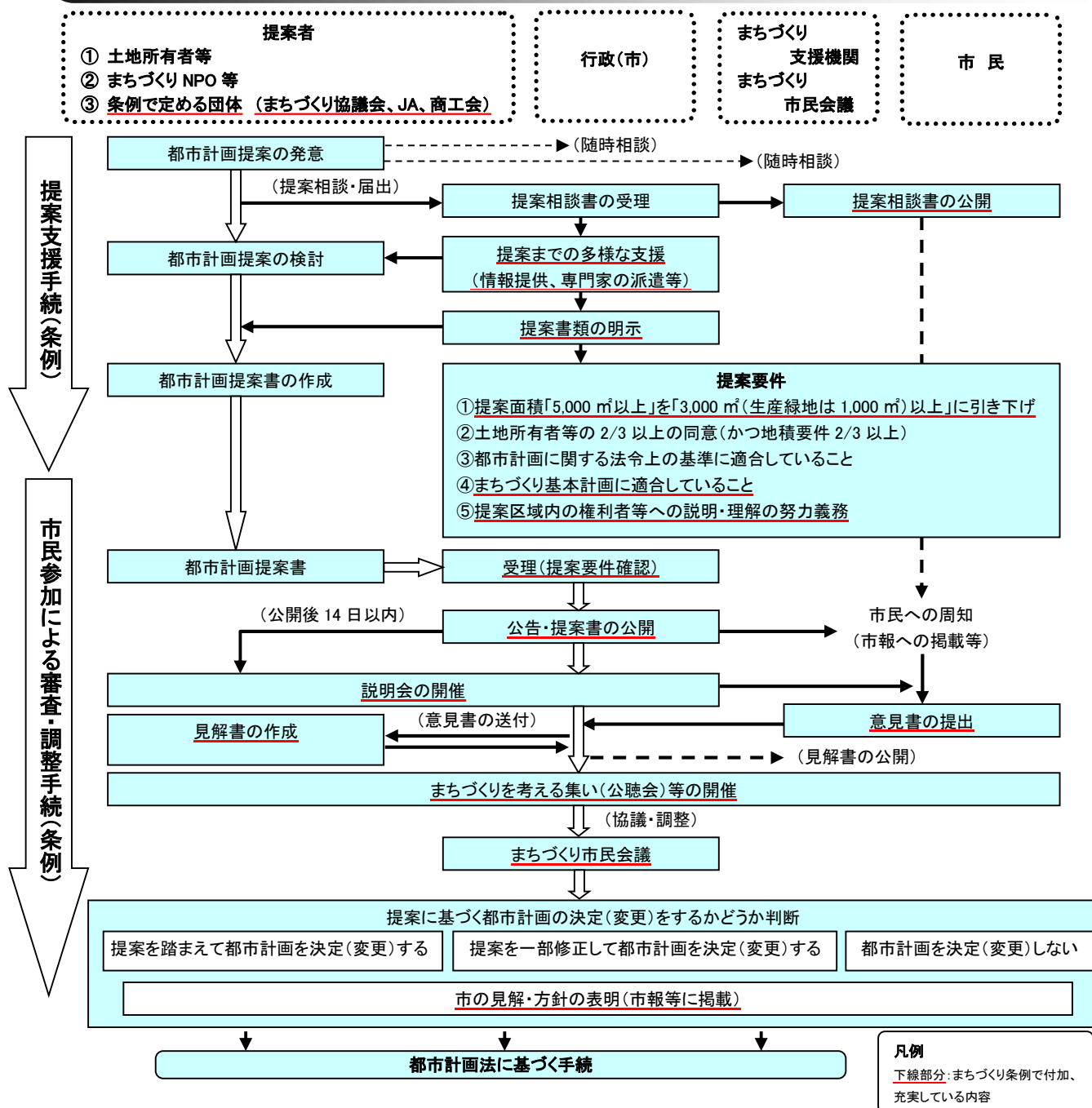
秩序あるまちづくり ～市民参画による都市計画の推進～（第25条～第38条）

市民が都市計画法の諸制度を積極的に活用できるように、都市計画の提案制度に係る支援・手続や都市計画の案の作成・決定等の手続について定めています。

● 都市計画の提案制度の支援

都市計画の提案制度とは、都市計画法第21条の2の規定により、土地所有者等やまちづくりNPO法人等が、一定の条件を満たした場合、都道府県又は市町村に都市計画の決定又は変更を提案できる制度です。まちづくり条例では、都市計画の提案制度を市民が積極的に活用できるような規定を定めました。

● 都市計画の提案制度に関する支援・手続のフロー図

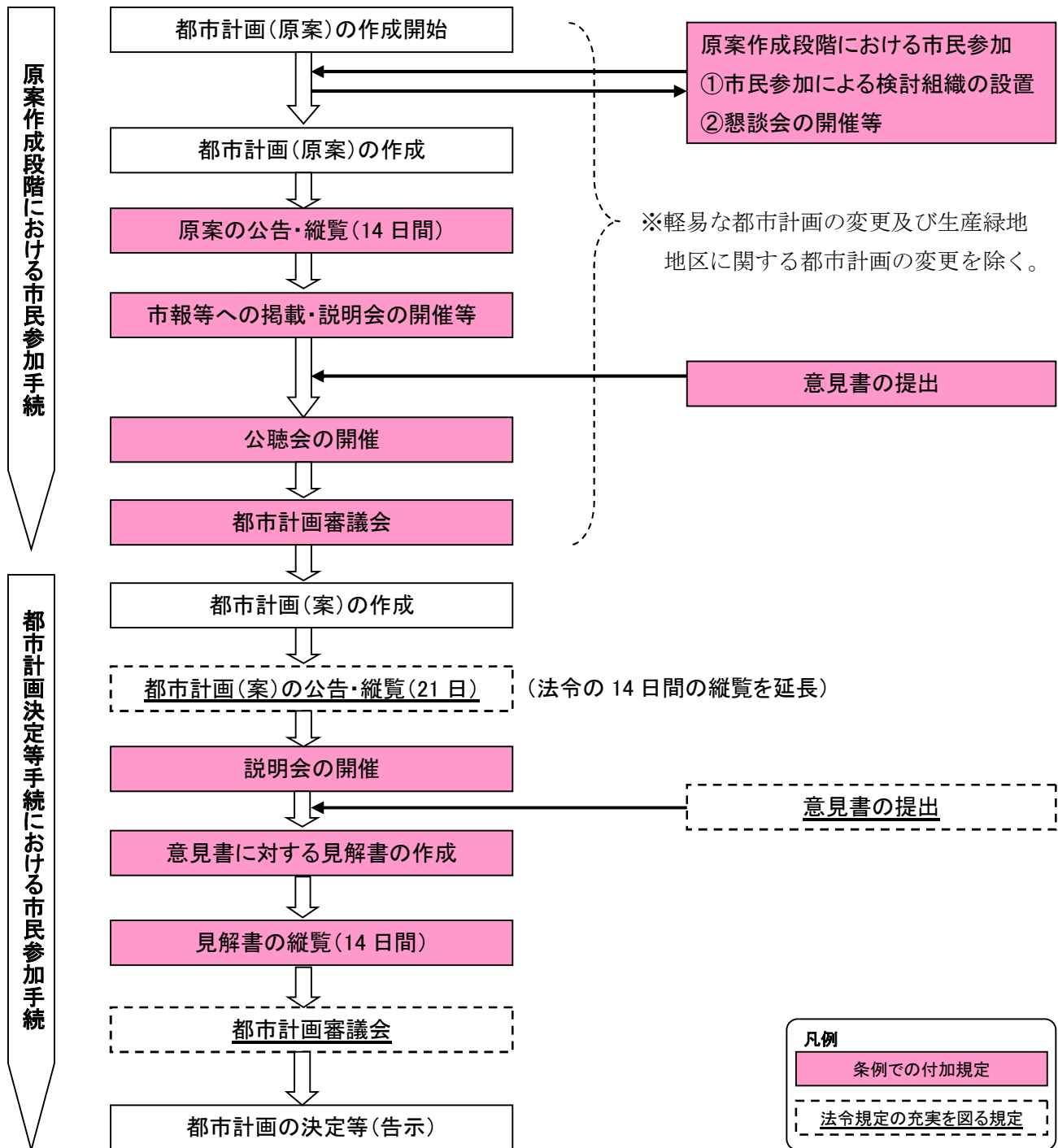


● 都市計画決定等の手続の充実について

平成 12 年の都市計画法の改正により、都市計画法第 17 条の 2 の規定に基づき、都市計画の決定・変更手続の付加を条例で行えるようになりました。そこで、まちづくり条例では、都市計画の原案（一番最初につくる案）作成という早期の段階から、市民参加による都市計画手続の充実を図るため、次の規定を定めています。

- 都市計画の案の作成段階における市民参加規定の充実
- 都市計画の決定等手続における市民参加規定の充実

● 都市計画決定等の手続のフロー図



まちづくりの支援等(第 85 条～第 88 条)

○専門家の派遣(第 86 条)

市民等及びまちづくり協議会が行う協働のまちづくり及び秩序あるまちづくり、並びに開発事業に係る近隣住民及び周辺住民に対して、都市計画や建築の知識を有する専門家を派遣し、まちづくりに関するアドバイス等を行うことで、市民の主体的なまちづくり活動を支援しています。専門家の派遣には条件がありますので、派遣を希望する場合はまちづくり推進課にご相談ください。

派遣対象者

専門家の派遣対象者は以下のいずれかに該当する場合です。

- 第 13 条に規定するまちづくり協議会
- 市民等で構成されるまちづくり協議会を設立しようとする団体
- 都市計画の決定又は変更の提案を検討しようとする者(都市計画提案検討者)
- 開発事業に係る近隣住民及び周辺住民
- 法令に基づき市街地開発事業等を行おうとする者

○まちづくり活動の助成(第 86 条)

国分寺市まちづくり活動に関する助成規則に基づき、市民が主体的に行うまちづくり活動に対して、予算の範囲内で必要な助成を行います。助成金の申請にあたっては要件があります。詳しくはまちづくり推進課にご相談ください。

助成対象者

- 第 13 条に規定するまちづくり協議会
- 法令等に基づき市街地開発事業等を行おうとする者

対象経費

- 広報活動に要する経費
- 調査研究に要する経費
- 活動に要する経費

○国分寺市まちづくり条例

平成16年6月24日条例第18号
改正 令和6年12月23日条例第51号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 まちづくり基本計画等（第7条―第9条）

第3章 まちづくり市民会議（第10条・第11条）

第4章 協働のまちづくり（第12条―第24条）

第5章 秩序あるまちづくり

第1節 都市計画の決定等の提案に関する支援、手続等（第25条―第30条）

第2節 都市計画の決定等の案の作成手続、決定等の手続等（第31条―第33条）

第3節 地区計画等の案の作成手続（第34条―第38条）

第6章 協調協議のまちづくり

（略）

第7章 まちづくりの支援等（第85条―第88条）

（略）

附則

私たちのまち国分寺市は、富士や多摩川の悠久なる自然活動が生んだ武蔵野の台地と国分寺崖線をその源としている。崖線からの湧水は、野川の流れとなり人々の暮らしを支え、8世紀、この地に武蔵国の国分寺が建立された。近世には、用水の恵みを受けた新田開発が行われ、郷土の先達が、今日の暮らしの礎を築いた。

こうした自然と人間が織りなす営みは、崖線の緑、湧水、雑木林などの武蔵野の原風景に、「ふるさと国分寺」の歴史的環境が融和した国分寺市固有の風土を醸しだし、市民の心と生活を豊かにはぐくみ、今日に引き継がれている。

私たちは、高い志をもって、このかけがえのない地域資産とその恵沢をいっそう輝きのあるものに高め、未来に継承していく責任を自覚し、多くの市民の英知と参画を得て、ここに、国分寺市におけるまちづくりの作法を定めようと思う。

国分寺市におけるまちづくりの作法は、先達が築いた郷土を、より豊かに、より魅力的なものにする手順や約束事であり、国分寺市のまちづくりは、市民、事業者及び市が、相互に協力し、適切に役割を分かち合いながら、協働と共治の理念に基づいて行われなければならない。

そして、市民の主体的参加のもと、市民がまちの将来像を共有し、市民が暮らし、耕し、生業を行う空間の質を高め、その総体が、国分寺市固有の風土と市民の多様な営みに豊穡をもたらすことを願い、ここに国分寺市まちづくり条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、国分寺市のまちづくりについて、その基本理念を定め、市民、事業者及び国分寺市（以下「市」という。）の責務等を明らかにするとともに、まちづくりの基本となる事項、市の特性を生かしたまちづくりの仕組み、開発事業に伴う手続及び土地利用に関する基準並びに都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく都市計画の手続及び開発許可の基準を定めることにより、市民の福祉を高め、豊かな緑と水と文化財にはぐくまれた安全で快適なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する者、市内で事業を営む者、市内の土地又は建築物の所有者その他規則で定める者をいう。
- (2) 国分寺崖線区域 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）第1項の規定により定

められた国分寺市緑の基本計画に基づく国分寺崖線で、別表第1に定める区域をいう。

- (3) 公共施設 法第4条（定義）第14項に規定する公共施設をいう。
- (4) 公益施設 廃棄物保管施設、集会所、保育所、小学校、中学校その他の住民の福祉を高める施設で公共施設に該当しないものをいう。
- (5) 開発事業 法第4条第12項に規定する開発行為、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条（用語の定義）第13号に規定する建築（以下「建築」という。）、同法第42条（道路の定義）第1項第5号に規定する位置の指定を受けて行う土地利用、建築物の用途の変更（同法第87条（用途の変更に対するこの法律の準用）第1項に規定する場合に限る。以下「用途の変更」という。）、建築の敷地の用に供される土地の面積を減少させる行為その他規則で定める建築行為を伴わない土地利用の開始又は変更をいう。
- (6) 共同住宅等 共同住宅、長屋及び寄宿舎をいう。
- (7) ワンルーム建築物 共同住宅等であって、1区分の面積が40平方メートル以下のものをいう。
- (8) 墓地 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地をいう。
- (9) ペット霊園 犬、猫その他人に飼育され、又は管理されていた動物の死骸を火葬するための焼却設備を有する施設、当該死骸又はその焼骨を埋葬し、又は収蔵するための設備を有する施設及びこれらの設備を併せ有する施設をいう。
- (10) 葬祭場 業として葬儀を行うことを主たる目的とした施設をいう。
- (11) 遺体保管所 葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管する施設をいう。
- (12) エンバーミング施設 葬儀を行う施設を持たず、業として薬液を使った遺体の保存、遺体の修復等の処置を行う施設をいう。
- (13) 墓地等 墓地、ペット霊園、葬祭場、遺体保管所及びエンバーミング施設をいう。
- (14) 都市農地 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第2条（定義）第3号に規定する生産緑地又は現に農業が行われている土地をいう。
- (15) 事業者 開発事業を行おうとする者及び開発事業を行う者をいう。
- (16) 工事施工者 事業者から開発事業に関する工事を請け負う者（当該者が他の者との間で当該工事の全部又は一部について請負契約を締結する場合にあっては、当該契約の請負人を含む。）をいう。
- (17) 開発区域 開発事業に係る土地の区域をいう。
- (18) 建築確認申請等 建築基準法第6条（建築物の建築等に関する申請及び確認）第1項若しくは第6条の2（国土交通大臣等の指定を受けた者による確認）第1項（これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第18条（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例）第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知をいう。
- (19) 近隣住民 開発区域の近隣で当該開発区域から開発事業の規模に応じて規則で定める距離以内の区域（次号において「近隣区域」という。）において住所を有する者をいう。
- (20) 周辺住民 近隣区域において事業を営む者及び土地又は建築物を所有する者並びに近隣区域の周辺で開発区域から開発事業の規模に応じて規則で定める距離以内において住所を有する者、事業を営む者及び土地又は建築物を所有する者をいう。

（まちづくりの基本理念）

第3条 国分寺市のまちづくりは、市民等、事業者及び市の相互の信頼、理解及び協力のもとに協働によって行われなければならない。

2 国分寺市のまちづくりは、土地については公共の福祉を優先させるものとするとの土地基本法（平成元年法律第84号）の理念及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を旨とするとの環境基本法（平成5年法律第91号）の理念を踏まえ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- 3 国分寺市のまちづくりは、国分寺崖線及び武蔵野の雑木林に代表される緑、国分寺崖線からの湧水、史跡武蔵国分寺跡を中心とした文化財等地域の貴重な資産である緑と水と文化財を守り、はぐくみ、及び生かすことを基本に行われなければならない。

（責務）

- 第4条 市は、前条に定めるまちづくりの基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国分寺市のまちづくりに関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。
- 2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、必要な調査を実施するとともに、法第3条（国、地方公共団体及び住民の責務）第3項の規定により、市民等への必要な情報の提供、市民等の意見の十分な反映及び市民等の主体的なまちづくりに必要な支援に努めなければならない。
- 3 市は、基本理念にのっとり、事業者に対し、適切な助言又は指導を行わなければならない。
- 4 市民等は、基本理念にのっとり、地域の将来像を共有し、自らその実現に積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。
- 5 事業者は、開発事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、土地利用が地域全体に影響を及ぼすことを自覚し、良好な環境が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

（まちづくりの仕組み）

- 第5条 国分寺市のまちづくりは、次に掲げる仕組みを基本とする。
- （1）市の支援のもと市民等が主体となるまちづくり、市民等及び市が相互に連携協力して行うまちづくり並びに市民等の協力のもと市が主体的に行うまちづくりの仕組み（以下「協働のまちづくり」という。）
- （2）都市計画に関する提案及び市が行う手続について、市民参加の充実を図り、市民等の意見を反映して進めるまちづくりの仕組み（以下「秩序あるまちづくり」という。）
- （3）土地利用及び開発事業について、公正かつ透明な手続及び地域の特性を生かした基準に基づいて進めるまちづくりの仕組み（以下「協調協議のまちづくり」という。）
- （市民等がまちづくりを行う権利）

- 第6条 市民等は、健康かつ快適な都市環境及び生活環境を享受する権利を有する。
- 2 市民等は、基本理念にのっとり、良好な地域環境の保全又は創出を図るための計画の策定に参画し、必要な提案を行う権利を有する。
- 3 市民等は、良好な地域環境の保全及び創出を図るため、この条例で定めるまちづくりの仕組みに基づき、地域環境に影響を及ぼす行為の内容を知るとともに、当該行為を行おうとする者に対し、必要な意見や要望を表明する権利を有する。

第2章 まちづくり基本計画等

（まちづくり基本計画）

- 第7条 市長は、基本理念にのっとり、次に掲げる計画等を国分寺市まちづくり基本計画（以下「まちづくり基本計画」という。）として、国分寺市のまちづくりの基本にしなければならない。
- （1）基本構想
- （2）法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）第1項の規定により定められた国分寺市都市計画マスタープラン
- （3）国分寺市環境基本計画
- （4）都市緑地法第4条第1項の規定により定められた国分寺市緑の基本計画
- （5）第4章の規定により定められたまちづくり計画
- （6）法第12条の4（地区計画等）の規定により定められた地区計画等
- （7）建築基準法第69条（建築協定の目的）の規定により定められた建築協定
- （8）その他国分寺市のまちづくりの基本となる計画で、あらかじめ、第10条の規定により設置された国分寺市まちづくり市民会議の意見を聴いて市長が指定したもの
- 2 市長は、まちづくり基本計画の内容を市民等及び事業者周知させるため、規則で定めるところにより、必要な措置を講じなければなら

ない。

（まちづくり基本計画に基づく施策の推進）

- 第8条 市長は、まちづくり基本計画の実現を図るため、基本理念にのっとり、次に掲げるまちづくりに関する施策を策定し、実施するものとする。

- （1）市街地整備に関する施策
- （2）安全かつ快適な交通環境の創出に関する施策
- （3）地域性豊かな都市景観の形成に関する施策
- （4）福祉のまちづくりの推進に関する施策
- （5）環境と共生したまちづくりの推進に関する施策
- （6）良質な住宅及び良好な居住環境の確保に関する施策
- （7）防災まちづくりに関する施策
- （8）開発事業に係る手続、基準及び指導に関する施策
- （9）その他まちづくりの推進を図るために必要があると認める施策（国分寺崖線の保全及び再生のまちづくり）

- 第9条 市長は、基本理念にのっとり、重要な地域資産である国分寺崖線の保全及び再生を図るため、次に掲げる事項について総合的かつ計画的なまちづくりを実施するものとする。

- （1）国分寺崖線区域内における緑地の保全及び再生に関する事項
- （2）国分寺崖線区域内における良好な景観の形成に関する事項
- （3）国分寺崖線区域内における湧水の保全及び活用に関する事項
- （4）国分寺崖線区域内における文化財及び地域資産の保存及び活用に関する事項
- （5）国分寺崖線区域内の環境の維持及び管理に関する事項
- （6）その他国分寺崖線の保全及び再生を図るために必要があると認める事項

- 2 市長は、前項の規定による国分寺崖線の保全及び再生に関するまちづくりの実施の状況について、定期的に次条の規定により設置された国分寺市まちづくり市民会議に報告しなければならない。
- 3 市長は、国分寺崖線の保全及び再生のまちづくりを行うため、国分寺崖線区域内における開発事業に関する独自の基準を設けるとともに、事業者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

第3章 まちづくり市民会議

（まちづくり市民会議の設置及び組織）

- 第10条 国分寺市のまちづくりの推進を図るために必要な事項を審議するため、国分寺市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

- 2 市民会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、答申するほか、当該事項について市長に建議することができる。
- （1）国分寺市のまちづくりに関する基本的事項及び重要事項
- （2）まちづくり基本計画の指定に関する事項
- （3）まちづくり計画に関する事項
- （4）まちづくり協議会に関する事項
- （5）まちづくり推進地区及び推進地区まちづくり協議会に関する事項
- （6）都市計画の提案に関する事項
- （7）開発事業に関する事項
- （8）大規模土地取引行為に関する事項
- （9）大規模開発事業の土地利用構想に関する事項
- （10）表彰に関する事項
- （11）その他市長が国分寺市のまちづくりの推進を図るために必要があると認める事項
- 3 市民会議は、第47条第1項に規定する調整会を主宰する。
- 4 市民会議は、委員13人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- （1）公募により選出された市民等 5人以内
- （2）次に掲げる者から推薦を受けた者 2人以内
- ア 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定により設立された東京むさし農業協同組合（以下「東京むさし農業協同組合」という。）
- イ 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定により設立された国分寺市商工会（以下「国分寺市商工会」という。）
- （3）識見を有する者 6人以内

- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（まちづくり市民会議の会議等）

第11条 市民会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 市民会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 市民会議は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 5 市民会議の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）第5条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。
- 6 市民会議の庶務は、まちづくり部まちづくり推進課において処理する。

第4章 協働のまちづくり

（まちづくり計画）

第12条 市の特性を生かした協働のまちづくりを推進するために策定されるまちづくり計画の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）一定の地区における公共施設及び公益施設の整備、土地利用に関する基準の策定並びに環境の保全及び創出を目的とした計画（以下「地区まちづくり計画」という。）
- （2）特定の分野に関する良好なまちづくりを目的とした計画（以下「テーマ型まちづくり計画」という。）
- （3）都市農地の計画的な保全及び活用を目的とした計画（以下「都市農地まちづくり計画」という。）
- （4）市長が重点的にまちづくりを推進する必要があると認める地区における市街地整備及び都市環境の改善を目的とした計画（以下「推進地区まちづくり計画」という。）

- 2 まちづくり計画は、基本理念にのっとり、他のまちづくり基本計画と整合していなければならない。
- （まちづくり協議会の認定）

第13条 市長は、地区まちづくり計画、テーマ型まちづくり計画又は都市農地まちづくり計画の案を策定しようとする団体で、その目的又は活動の方針が基本理念に則しており、かつ、構成員に重要な意思決定に参加する権利を保障する規約等を有する次に掲げるものをまちづくり協議会として認定することができる。

- （1）地区まちづくり計画の案の策定を行おうとする団体で、次のいずれにも該当すると認められるもの
 - ア おおむね3,000平方メートル以上の地区を対象としていること。
 - イ 構成員が地区住民等（当該地区内において住所を有する者、事業を営む者、土地又は建築物を所有する者その他規則で定める利害関係者をいう。以下同じ。）であること。
 - ウ 地区住民等の自発的参加の機会が保障されていること。
- （2）テーマ型まちづくり計画の案の策定を行おうとする団体で、次のいずれにも該当すると認められるもの
 - ア 構成員が市民等であること。
 - イ 市民等の自発的参加の機会が保障されていること。
- （3）都市農地まちづくり計画の案の策定を行おうとする団体で、次のいずれにも該当すると認められるもの
 - ア おおむね3,000平方メートル以上の地区（その面積の3分の2以上の土地が都市農地である場合に限る。）を対象としていること。
 - イ 構成員が農地所有者等（当該地区内において農業を営む者、住所を有する者、土地又は建築物を所有する者その他規則で定める利害関係者をいう。以下同じ。）であること。
 - ウ 農地所有者等の自発的参加の機会が保障されていること。

- 2 前項各号に規定する団体で、まちづくり協議会の認定を受けようとするものは、団体の規約等規則で定める図書を添えて市長に申請しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の規定による認定を行うに当たっては、あらかじめ、市民会議の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、第1項の規定による認定を行ったときは、その旨を公告するとともに、当該まちづくり協議会の代表者に通知しなければならない。
 - 5 市長は、第1項の規定により認定したまちづくり協議会が規則で定める要件に該当するときは、あらかじめ市民会議の意見を聴き、その認定を取り消すことができる。
 - 6 市長は、前項の規定によりまちづくり協議会の認定を取り消したときは、その旨を公告するとともに、当該まちづくり協議会の代表者に通知しなければならない。
- （地区まちづくり計画の案の策定方法）

第14条 地区まちづくり計画は、当該地区のまちづくりに関する方針で規則で定めるもの（以下「地区まちづくり方針」という。）及び当該地区のまちづくりに関する具体的な計画で規則で定めるもの（以下「地区まちづくり整備計画」という。）により構成されるものとする。

- 2 前条第1項第1号に規定する団体で、同項の規定によりまちづくり協議会として認定されたもの（以下「地区まちづくり協議会」という。）は、地区まちづくり計画の案を策定しようとするときは、第4項の規定により当該地区内において住所を有する満18歳以上の者、事業を営む者並びに当該地区内の土地について所有権を有する者及び借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第2条（定義）第1号に規定する借地権をいう。以下同じ。）を有する者（以下「権利者」と総称する。）の合意を得て策定する方法又は第5項の規定により地区まちづくり協議会が市長に提案した当該地区まちづくり計画の原案を地区住民等に説明する等の手続を経て地区まちづくり計画の案として策定する方法のいずれかを選択することができる。
- 3 地区まちづくり協議会は、次項に規定する方法により策定する地区まちづくり計画の案（以下「事前合意型地区まちづくり計画の案」という。）又は第5項に規定する方法により策定する地区まちづくり計画の原案（以下「提案調整型地区まちづくり計画の原案」という。）を提案しようとするときは、規則で定める図書を添えて市長に届け出なければならない。
- 4 事前合意型地区まちづくり計画の案は、地区まちづくり方針の案の策定については当該地区内において権利者の過半数の同意（同意した者が所有する当該地区内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっている当該地区内の土地の地積の合計が、当該地区内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の2分の1を超えている場合に限る。）を、地区まちづくり整備計画の案の策定については当該地区内において権利者の3分の2以上の同意（同意した者が所有する当該地区内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっている当該地区内の土地の地積の合計が、当該地区内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となっている場合に限る。）を得られていなければならない。
- 5 市長は、次に掲げる手続を経ることにより、提案調整型地区まちづくり計画の原案を地区まちづくり計画の案とすることができる。
 - （1）市長は、地区まちづくり協議会が策定した提案調整型地区まちづくり計画の原案がまちづくり基本計画に整合していると認めるときは、その旨を公告するとともに、当該公告の日の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - （2）市長は、前号の公告の日の翌日から起算して14日以内に当該地区まちづくり協議会の代表者等の出席を求め、当該提案調整型地区まちづくり計画の原案についての説明会を開催し、地区住民等の意見を聴かなければならない。
 - （3）地区住民等は、第1号の公告の日の翌日から起算して21日以内に、市長に対し、当該提案調整型地区まちづくり計画の原案に関する意見書を提出することができる。
 - （4）市長は、前号の規定により意見書が提出されたときは、当該意見書に対する見解書の提出を当該地区まちづくり協議会に求めるこ

とができる。

- (5) 市長は、第2号の説明会、第3号の意見書及び前号の見解書の内容を考慮し、必要があると認めるときは、当該地区まちづくり協議会の協力を得て地区住民等の参加によるまちづくりの集い（計画の案等に対する理解を深めるため、参加者が当該計画の案等に関する意見を自由に交換する集いをいう。以下同じ。）の開催その他必要な措置を講ずることができる。

- (6) 市長は、第2号の説明会、第3号の意見書、第4号の見解書、前号のまちづくりの集いの内容等を考慮し、見解を付して、当該提案調整型地区まちづくり計画の原案を地区まちづくり計画の案とすることについて市民会議の意見を聴かなければならない。

（テーマ型まちづくり計画の案の策定方法）

第15条 第13条第1項第2号に規定する団体で、同項の規定によりまちづくり協議会として認定されたもの（以下「テーマ型まちづくり協議会」という。）は、テーマ型まちづくり計画の案を策定しようとするときは、第3項の規定により市内に住所を有する満18歳以上の者の同意を得て策定する方法又は第4項の規定によりテーマ型まちづくり協議会が市長に提案したテーマ型まちづくり計画の原案を市民等に説明する等の手続を経てテーマ型まちづくり計画の案として策定する方法のいずれかを選択することができる。

- 2 テーマ型まちづくり協議会は、次項に規定する方法により策定するテーマ型まちづくり計画の案（以下「事前合意型テーマ型まちづくり計画の案」という。）又は第4項に規定する方法により策定するテーマ型まちづくり計画の原案（以下「提案調整型テーマ型まちづくり計画の原案」という。）を提案しようとするときは、規則で定める図書を添えて市長に届け出なければならない。

- 3 事前合意型テーマ型まちづくり計画の案は、市内に住所を有する満18歳以上の者の50分の1以上の同意を得られていなければならない。

- 4 市長は、前条第5項の規定を準用して、提案調整型テーマ型まちづくり計画の原案をテーマ型まちづくり計画の案とすることができる。この場合において、同項中「提案調整型地区まちづくり計画の原案」とあるのは「提案調整型テーマ型まちづくり計画の原案」と、「地区まちづくり協議会」とあるのは「テーマ型まちづくり協議会」と、「地区住民等」とあるのは「市民等」と、「地区まちづくり計画」とあるのは「テーマ型まちづくり計画」と読み替えるものとする。

- 5 テーマ型まちづくり計画の案は、その内容が土地利用の制限に関する事項を含むときは、当該土地利用の制限に係る区域内において住所を有する者、事業を営む者、土地又は建築物を所有する者及び規則で定める利害関係者の意見が十分に反映されていなければならない。提案調整型テーマ型まちづくり計画の原案についても、同様とする。

（都市農地まちづくり計画の案の策定方法）

第16条 都市農地まちづくり計画は、当該地区のまちづくりに関する方針で規則で定めるもの（以下「都市農地まちづくり方針」という。）及び当該地区の土地利用に関する計画で規則で定めるもの（以下「都市農地土地利用計画」という。）により構成されるものとする。

- 2 第13条第1項第3号に規定する団体で、同項の規定によりまちづくり協議会として認定されたもの（以下「都市農地まちづくり協議会」という。）は、都市農地まちづくり計画の案を提案しようとするときは、規則で定める図書を添えて市長に届け出なければならない。

- 3 都市農地まちづくり協議会は、都市農地まちづくり計画の案を策定するに当たっては、都市農地まちづくり方針の案及び都市農地土地利用計画の案を併せて策定しなければならない。

- 4 都市農地まちづくり計画の案は、当該地区内において農業を営む者、住所を有する満18歳以上の者並びに当該地区内の土地について所有権を有する者及び借地権を有する者の3分の2以上の同意（同意した者が所有する当該地区内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっている当該地区内の土地の地積の合計が、当該地区内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となっている場合に限る。）を得られていなければならない。

（地区まちづくり計画等の決定手続）

第17条 市長は、まちづくり協議会から地区まちづくり計画、テーマ型まちづくり計画若しくは都市農地まちづくり計画（以下「地区まちづくり計画等」という。）の案が提案されたとき又は地区まちづくり計

画の案若しくはテーマ型まちづくり計画の案を策定したときは、その旨を公告し、規則で定めるところにより、市民等に周知させるとともに、当該地区まちづくり計画等の案を当該公告の日の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 2 市長は、前項の公告の日の翌日から起算して14日以内に当該まちづくり協議会の代表者等の出席を求め、当該地区まちづくり計画等の案についての説明会を開催し、市民等の意見を聴かなければならない。

- 3 市民等は、第1項の公告の日の翌日から起算して21日以内に、市長に対し、当該地区まちづくり計画等の案に関する意見書を提出することができる。

- 4 市長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、速やかにその写しを当該まちづくり協議会に送付しなければならない。

- 5 まちづくり協議会は、前項の規定により意見書の送付を受けたときは、当該意見書に対する見解書を市長に提出しなければならない。

- 6 市長は、前項の規定により見解書が提出されたときは、当該見解書を速やかに公表しなければならない。

- 7 市長は、第2項の説明会、第3項の意見書及び第5項の見解書の内容を考慮し、必要があると認めるときは、当該まちづくり協議会の協力を得て市民等の参加によるまちづくりの集いの開催その他必要な措置を講ずることができる。

- 8 市長は、第2項の説明会、第3項の意見書、第5項の見解書、前項のまちづくりの集いの内容等を考慮し、見解を付して、当該地区まちづくり計画等の案を地区まちづくり計画等とすることについて市民会議の意見を聴かなければならない。

- 9 市長は、第2項の説明会、第3項の意見書、第5項の見解書、第7項のまちづくりの集いの内容等及び前項の市民会議の意見を踏まえ、まちづくり基本計画その他別に定める基準に適合するかどうかを審査し、地区まちづくり計画等を決定したときはその内容を、地区まちづくり計画等を決定しないときはその理由を速やかに公告するとともに、当該まちづくり協議会の代表者に通知しなければならない。

- 10 市長は、前各項に規定する手続を、地区まちづくり計画等の案の提案又は策定の日の翌日から起算して90日（第4項の規定による意見書の写しの送付から第5項の規定による見解書の提出までに要する期間を除く。）以内に行うよう努めなければならない。

- 11 市長は、第9項の規定により決定した地区まちづくり計画等の内容を周知させるため、規則で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

- 12 市長は、第9項の規定により決定した都市農地まちづくり計画について、規則で定めるところにより、都市農地まちづくり協議会と協定を締結することができる。

- 13 第1項から第11項までの規定は、地区まちづくり計画等の変更について準用する。ただし、規則で定める軽易な変更については、この限りでない。

- 14 前項の規定にかかわらず、市長は、まちづくり協議会が第13条第5項の規定によりその認定を取り消されたときその他規則で定める要件に該当したときは、あらかじめ市民会議の意見を聴き、地区まちづくり計画等の変更又は廃止をすることができる。

- 15 市長は、前項の規定により地区まちづくり計画等の変更又は廃止をしたときは、その旨を公告しなければならない。

- 16 市長は、地区まちづくり計画及び都市農地まちづくり計画を定めた地区内の適切な場所に、当該まちづくり計画の内容を記載したまちづくり推進板を設置するものとする。ただし、当該地区内にまちづくり推進板を設置する適切な場所がないときは、この限りでない。
（地区まちづくり計画及びテーマ型まちづくり計画に関する実施計画の策定）

第18条 市長は、前条第9項の規定により決定した地区まちづくり計画について、その実施を図るために必要があると認めるときは、当該地区まちづくり計画に関する実施計画（以下「地区まちづくり計画実施計画」という。）を策定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による地区まちづくり計画実施計画の策定に当たっては、当該地区まちづくり協議会と協力しなければならない。

- 3 市長は、地区まちづくり計画実施計画を決定しようとするときは、あらかじめ、市民会議の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、前条第9項の規定により決定したテーマ型まちづくり計画について、その実施を図るために必要があると認めるときは、当該テーマ型まちづくり計画に関する実施計画（以下「テーマ型まちづくり計画実施計画」という。）を策定することができる。
 - 5 市長は、前項の規定によるテーマ型まちづくり計画実施計画の策定に当たっては、当該テーマ型まちづくり協議会と協力しなければならない。
 - 6 市長は、テーマ型まちづくり計画実施計画を決定しようとするときは、あらかじめ、市民会議の意見を聴かなければならない。
 - 7 第1項から前項までの規定は、地区まちづくり計画実施計画及びテーマ型まちづくり計画実施計画の変更について準用する。
（地区まちづくり計画及び都市農地まちづくり計画に関する都市計画の決定等の提案手続との連携）
- 第19条 地区まちづくり協議会は、第14条第3項の規定により事前合意型地区まちづくり計画の案を市長に提案するとき、規則で定めるところにより、当該提案のうち都市計画に関する事項に係る手続を第29条に規定する都市計画の決定等の提案に関する手続と兼ねることができる。
- 2 都市農地まちづくり協議会は、第16条第2項の規定により都市農地まちづくり計画の案を市長に提案するとき、規則で定めるところにより、当該提案のうち都市計画に関する事項に係る手続を第29条に規定する都市計画の決定等の提案に関する手続と兼ねることができる。
 - 3 市長は、地区まちづくり協議会又は都市農地まちづくり協議会が、前2項の規定により都市計画の決定等の提案に関する手続を兼ねるときは、適切な支援を行うものとする。
（まちづくり推進地区の指定等）
- 第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する地区において、市街地整備及び都市環境の改善を目的としたまちづくりを重点的に推進する必要があると認めるときは、当該地区をまちづくり推進地区（以下「推進地区」という。）として指定することができる。
- (1) まちづくり基本計画において重点的な都市整備が必要とされている地区
 - (2) 法に基づく都市計画事業の施行地区及びその周辺地区
 - (3) 公共施設又は公益施設の整備に併せて総合的なまちづくりが必要な地区
 - (4) 周辺地域に大きな影響を及ぼすことが予想される第63条第1項に規定する大規模開発事業の予定地及びその周辺地区
- 2 市長は、推進地区の指定に当たっては、当該地区の地区住民等の意見を反映させるため、説明会の開催その他必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、市民会議の意見を聴かなければならない。
 - 3 市長は、推進地区を指定したときは、その旨を公告しなければならない。
 - 4 前2項の規定は、推進地区の指定の変更について準用する。
（推進地区まちづくり協議会）
- 第21条 市長は、推進地区を指定したときは、推進地区まちづくり計画を策定するため、当該地区の地区住民等その他規則で定める者により構成する協議会（以下「推進地区まちづくり協議会」という。）を設置するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により推進地区まちづくり協議会を設置したときは、その旨を公告するとともに、市民会議に報告しなければならない。
（推進地区まちづくり計画の策定等）
- 第22条 市長は、推進地区まちづくり計画を策定しようとするときは、その旨を公告し、当該推進地区まちづくり計画の案についての説明会の開催その他必要な措置を講ずるとともに、当該推進地区まちづくり計画の案を当該公告の日の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 市民等は、前項の公告の日の翌日から起算して21日以内に、市長に対し、当該推進地区まちづくり計画の案に関する意見書を提出することができる。
 - 3 市長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、当該推進地区まちづくり協議会と協議の上、当該意見書に対する見解書を作成し、これを公表しなければならない。

- 4 市長は、第1項の説明会、第2項の意見書及び前項の見解書の内容を考慮し、必要があると認めるときは、当該推進地区まちづくり協議会の協力を得て市民等の参加によるまちづくりの集いの開催その他必要な措置を講ずることができる。
 - 5 市長は、第1項の説明会、第2項の意見書、第3項の見解書、前項のまちづくりの集いの内容等を考慮し、見解を付して、当該推進地区まちづくり計画の案を推進地区まちづくり計画とすることについて市民会議の意見を聴かなければならない。
 - 6 市長は、前項の規定による市民会議の意見を踏まえ、推進地区まちづくり計画を決定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。
 - 7 市長は、前項の規定により決定した推進地区まちづくり計画の内容を周知させるため、規則で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。
 - 8 前各項の規定は、推進地区まちづくり計画の変更について準用する。ただし、規則で定める軽易な変更については、この限りでない。
 - 9 市長は、推進地区まちづくり計画を定めた地区内の適切な場所に、当該推進地区まちづくり計画の内容を記載したまちづくり推進板を設置するものとする。ただし、当該地区内にまちづくり推進板を設置する適切な場所がないときは、この限りでない。
（開発事業におけるまちづくり計画の尊重等）
- 第23条 事業者は、まちづくり計画が定められた地区内において開発事業を行うときは、当該まちづくり計画の内容を尊重しなければならない。
- 2 前項の場合において、市長は、当該事業者に対し、当該まちづくり計画を遵守するよう指導しなければならない。
（地区まちづくり協議会及びテーマ型まちづくり協議会との協定の締結）
- 第24条 市長は、次に掲げる事項について、地区まちづくり協議会と協定を締結することができる。
- (1) 地区まちづくり計画の実施に関する事項
 - (2) 地区まちづくり計画が定められた地区内における公共施設又は公益施設の管理又は運営に関する事項
 - (3) 地区まちづくり計画が定められた地区内において行うまちづくりに関する事業の調整に関する事項
 - (4) その他地区まちづくり計画が定められた地区のまちづくりの推進を図るために必要な事項
- 2 市長は、次に掲げる事項について、テーマ型まちづくり協議会と協定を締結することができる。
 - (1) テーマ型まちづくり計画の実施に関する事項
 - (2) テーマ型まちづくり計画の対象になっている公共施設又は公益施設の管理又は運営に関する事項
 - (3) テーマ型まちづくり計画に基づいて行うまちづくりに関する事業の調整に関する事項
 - (4) その他テーマ型まちづくり計画に基づくまちづくりの推進を図るために必要な事項
 - 3 市長は、前2項の規定により協定を締結したときは、その旨を公告するとともに、市民会議に報告しなければならない。

第5章 秩序あるまちづくり

第1節 都市計画の決定等の提案に関する支援、手続等 （都市計画の決定等の提案手続）

第25条 この節の規定は、法第21条の2（都市計画の決定等の提案）から法第21条の5（計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしない場合にとるべき措置）までに規定する都市計画の提案制度のうち、市が決定又は変更をする都市計画の提案に係る支援、手続等について必要な事項を定める。

（都市計画提案団体の指定）

第26条 法第21条の2第2項に規定する条例で定める団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 第13条第1項の規定により認定されたまちづくり協議会
- (2) 東京むさし農業協同組合
- (3) 国分寺市商工会

（都市計画提案面積の最低規模）

第27条 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「施行令」と

- いう。)第15条(法第21条の2第1項の政令で定める規模)の規定により条例で定める規模は、3,000平方メートル(法第8条(地域地区)第1項第14号に規定する生産緑地地区に係る都市計画にあっては、1,000平方メートル)とする。
- (都市計画の決定等の提案に係る事前届出、支援等)
- 第28条 市長は、法第21条の2の規定による都市計画の決定又は変更の提案を検討しようとする者(以下「都市計画提案検討者」という。)に対し、都市計画に関する情報の提供その他適切な支援措置を講ずるものとする。
- 2 都市計画提案検討者は、都市計画の決定又は変更の提案を検討するに当たっては、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による届出があった場合において、都市計画提案検討者より提案に関する支援の要請があったときは、専門家の派遣その他必要な支援を行うことができる。
- 5 都市計画提案検討者は、都市計画の決定又は変更の提案を検討するに当たっては、当該提案の内容を法令に定める基準及びまちづくり基本計画に適合させなければならない。
- 6 都市計画提案検討者は、都市計画の決定又は変更の提案を検討するに当たっては、当該提案に係る区域内の全ての土地所有者等(法第21条の2第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。)に当該提案の内容を説明し、理解を得るように努めなければならない。
- (都市計画の決定等の提案に関する手続)
- 第29条 法第21条の2の規定による都市計画の決定又は変更の提案をしようとする者(以下「都市計画提案者」という。)は、規則で定める都市計画提案書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により都市計画提案書が提出されたときは、法第21条の2に規定する事項並びに法令に定める基準及びまちづくり基本計画その他別に定める基準に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは、その旨を公告し、規則で定めるところにより、市民等に周知させるとともに、当該都市計画提案書を当該公告の日の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 市長は、前項の公告の日の翌日から起算して14日以内に、都市計画提案者の出席を求め、都市計画提案書に基づく都市計画の提案の内容(以下「都市計画提案」という。)についての説明会を開催し、市民等の意見を聴かなければならない。
- 4 市民等は、第2項の公告の日の翌日から起算して21日以内に、市長に対し、都市計画提案に関する意見書を提出することができる。
- 5 市長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、速やかにその写しを都市計画提案者に送付しなければならない。
- 6 都市計画提案者は、前項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、当該意見書に対する見解書を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、前項の規定により見解書が提出されたときは、当該見解書を速やかに公表しなければならない。
- 8 市長は、第3項の説明会、第4項の意見書及び第6項の見解書の内容を考慮し、必要があると認めるときは、市民等の参加によるまちづくりの集いの開催その他必要な措置を講ずることができる。
- 9 市長は、第3項の説明会、第4項の意見書、第6項の見解書、前項のまちづくりの集いの内容等を考慮し、見解を付して、当該都市計画提案について市民会議の意見を聴かなければならない。
- 10 市長は、前項の規定による市民会議の意見を踏まえ、当該都市計画提案に関する見解を定めたときは、その旨を都市計画提案者に通知するとともに、その内容を公表しなければならない。
- 11 市長は、第2項から前項までに規定する手続を、第1項の規定による都市計画提案書の提出の日の翌日から起算して90日(第5項の規定による意見書の写しの送付から第6項の規定による見解書の提出までに要する期間を除く。)以内に行うよう努めなければならない。
- 12 市長は、第10項の見解により、都市計画の決定又は変更を必要があると認めるときは、速やかに都市計画の案を作成し、都市計画の決定又は変更を必要がないと認めるときは、同項の見解に第3項の説明会の概要、第4項の意見書、第6項の見解書及び第9項の規定

- による市民会議の意見を付して国分寺市都市計画審議会条例(平成11年条例第61号)により設置された国分寺市都市計画審議会(以下「都市計画審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 13 市長は、都市計画提案が、当該提案に係る区域内の土地所有者等の全員の同意をもって提出され、かつ、周辺環境への負荷が明らかに増大しないと認めるときは、市民会議の意見を聴いて第3項から第9項までの規定を適用しないことができる。
- (東京都が決定等をする都市計画提案への支援等)
- 第30条 第25条の規定にかかわらず、第28条第1項から第3項までの規定は、東京都が決定又は変更をする都市計画の提案を検討する場合(都市計画提案検討者が第26条各号に規定する団体である場合を除く。)について準用する。
- 第2節 都市計画の決定等の案の作成手続、決定等の手続等(都市計画の決定等の案の作成手続等)
- 第31条 この節の規定は、法第17条の2(条例との関係)の規定による都市計画の案の作成手続及び決定又は変更の手続並びに法第18条(都道府県の都市計画の決定)第1項の規定により東京都が決定又は変更をする都市計画に対して意見を述べる方法について必要な事項を定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、第29条に規定する手続が行われたものについては、次条の規定は適用しない。
- (都市計画の決定等の案の作成手続)
- 第32条 市長は、都市計画の案の内容となるべき事項(第34条第1項に規定する地区計画等の原案を除く。以下「都市計画の原案」という。)を作成しようとするときは、市民等の意見を反映させるため、市民参加による検討組織の設置、懇談会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、都市計画の案(地区計画等に係るものを除く。以下この条において同じ。)を作成しようとするときは、その旨を公告し、都市計画の原案の市報等への掲載、説明会の開催その他必要な措置を講ずるとともに、当該都市計画の原案に当該都市計画の決定又は変更をする理由書を添えて、当該公告の日の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 市民等は、前項の公告の日の翌日から起算してから21日以内に、市長に対し、都市計画の原案に関する意見書を提出することができる。
- この場合において、意見書を提出する市民等が、次項の公聴会に出席し、意見を陳述しようとするときは、規則で定めるところにより公述の申出を行わなければならない。
- 4 市長は、前項前段の規定により意見書が提出されたときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催しなければならない。ただし、同項後段の規定による公述の申出がなかったときは、この限りでない。
- 5 市長は、都市計画の案の作成に当たっては、第3項の意見書、当該意見書に対する見解書及び前項の公聴会の概要を記載した書面を都市計画審議会に提出し、その意見を聴かなければならない。
- 6 規則で定める都市計画の決定又は変更については、前各項の規定は適用しないことができる。
- 7 市長は、法第15条の2(都道府県の都市計画の案の作成)第1項の規定により、東京都に対し、都市計画の原案を申し出るときは、前各項に規定する手続を経るよう努めなければならない。
- (都市計画の決定等の手続等)
- 第33条 市長は、都市計画(東京都が決定しようとする都市計画と関連して、一連の手続で行われる都市計画を除く。)の決定又は変更をしようとするときは、その旨を公告し、当該都市計画の案に当該都市計画の決定又は変更をする理由書を添えて、当該公告の日の翌日から起算して21日間公衆の縦覧に供し、説明会を開催しなければならない。
- 2 市民等は、前項の公告があったときは、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案に関する意見書を市長に提出することができる。
- 3 市長は、前項の規定により提出された意見書に対する見解書を作成し、当該見解書の縦覧の場所等を公告し、当該見解書を当該公告の日の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 市長は、都市計画の案を都市計画審議会に諮問するときは、第1項の説明会の概要を記載した書面、第2項の意見書及び前項の見解書(地

区計画等に係るものを諮問する場合にあっては、これらの書類並びに第37条の意見書及び当該意見書に対する見解書）を添えなければならない。

- 5 市長は、法第18条第1項の規定により、東京都が決定又は変更をする都市計画に関して意見を述べるときは、あらかじめ、市民会議の意見を聴くとともに、当該市民会議の意見を付して都市計画審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 規則で定める都市計画の決定又は変更については、前各項の規定は適用しないことができる。
- 7 地区まちづくり協議会又は都市農地まちづくり協議会は、第17条第9項の規定により決定した地区まちづくり計画又は都市農地まちづくり計画に基づき、都市計画の決定又は変更（地区計画等に係るものを除く。）を市長に申し出ることができる。

第3節 地区計画等の案の作成手続 （地区計画等の案の作成手続）

第34条 この節の規定は、法第16条（公聴会の開催等）第2項の規定により都市計画に定める地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法及び意見の提出方法並びに同条第3項に規定する地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案の申出方法について必要な事項を定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、地区計画等に係る都市計画の提案であって、第29条第1項から第12項までに規定する手続が行われたものについて

いては、次条から第37条までの規定は適用しない。

（地区計画等の原案の提示方法）

第35条 市長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、地区計画等の原案に当該地区計画等を決定又は変更をする理由書を添えて、当該公告の日の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

- (1) 地区計画等の原案の種類、名称、位置及び区域
- (2) 縦覧場所
- (3) 縦覧期間

（地区計画等の原案の周知等）

第36条 前条に定めるもののほか、市長は、市報等への掲載、説明会の開催その他地区計画等の原案を周知させるために必要な措置を講じなければならない。

（意見書の提出方法）

第37条 法第16条第2項に規定する者は、第35条の公告の日の翌日から起算して21日以内に、同条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案に関する意見書を市長に提出することができる。

（決定等の申出の方法）

第38条 地区まちづくり協議会又は都市農地まちづくり協議会は、第17条第9項の規定により決定した地区まちづくり計画又は都市農地まちづくり計画に基づき、法第16条第3項の規定により地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案を市長に申し出ることができる。

（略）

第7章 まちづくりの支援等

（まちづくり支援機関の設置）

第85条 市長は、この条例に定めるまちづくりの仕組みに基づき市民等及びまちづくり協議会が行うまちづくりを支援するための機関を設置するものとする。

（まちづくりの支援等）

第86条 市長は、市民等及びまちづくり協議会が行う協働のまちづくり及び秩序あるまちづくりを推進するため、並びに開発事業に関する近隣住民及び周辺住民への助言を行うため、専門家の派遣その他まちづくりに関する支援を行うことができる。

- 2 市長は、まちづくり協議会の活動に対し、予算の範囲内で活動費の助成その他必要な支援を行うことができる。
- 3 市長は、法令等に基づき市街地開発事業等を行おうとする者に対し、

専門家の派遣その他技術的支援を行い、又は予算の範囲内でその活動に要する費用の一部を助成することができる。

○国分寺市まちづくり条例施行規則（抜粋）

平成16年10月5日規則第75号
改正 令和6年12月23日規則第129号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
 - 第2章 協働のまちづくり（第6条—第24条）
 - 第3章 秩序あるまちづくり（第25条—第28条）
 - 第4章 公聴会（第29条—第35条）
- （略）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国分寺市まちづくり条例（平成16年条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（規則で定める市民等）

第2条 条例第2条（定義）第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に在勤又は在学する者
 - (2) 市内の土地又は建築物について、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者
 - (3) 前号に規定する土地、建築物若しくは権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は当該土地若しくは建築物に関する買戻しの特約の登記名義人
 - (4) 国分寺市のまちづくりに関して活動を行う者
- （規則で定める開発事業）

第3条 条例第2条第5号の規則で定める建築行為を伴わない土地利用は、次に掲げる行為（都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第4条（定義）第12項に規定する開発行為及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条（用語の定義）第13号に規定する建築を除く。）とする。

- (1) 自動車駐車場、自動二輪車駐車場又は自転車駐車場の設置
 - (2) 資材置場（建築資材その他の材料の保管をするため土地利用を行う場所をいう。）の設置
 - (3) 墓地の設置
 - (4) ペット霊園の設置
 - (5) 廃棄物処理施設（残土、焼却灰その他の廃棄物の埋立てその他の処理をする施設をいう。）の設置
 - (6) 廃棄物保管場（廃棄自動車、金属くずその他の廃棄物の保管をするための場所をいう。）の設置
 - (7) スポーツ・レクリエーション施設の設置
 - (8) 自動車販売場の設置
 - (9) レンタル倉庫（個人、企業その他団体の物品を預かる施設であって、レンタルルーム、レンタルスペースその他これらに類するものを含む。）の設置
- （近隣住民及び周辺住民の範囲）

第4条 条例第2条第19号及び第20号の規則で定める距離は、別表第1のとおりとする。

（まちづくり基本計画の周知方法）

第5条 条例第7条（まちづくり基本計画）第2項の規定によりまちづくり基本計画の内容を周知させるために講ずる措置は、次に掲げるものとする。

- (1) オープナーにおける公表
- (2) 市報への掲載

- (3) 市ホームページへの掲載
- (4) 条例第85条（まちづくり支援機関の設置）の規定により設置された機関の窓口への設置
- (5) まちづくり部まちづくり推進課窓口への設置
- 第2章 協働のまちづくり
- （まちづくり協議会に参加することができる利害関係者）
- 第6条 条例第13条（まちづくり協議会の認定）第1項第1号イ及び同項第3号イの規則で定める利害関係者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) まちづくり協議会が対象とする地区内の土地又は建築物について、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者
- (2) 前号に規定する土地、建築物若しくは権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は当該土地若しくは建築物に関する買戻しの特約の登記名義人
- （まちづくり協議会の認定申請）
- 第7条 条例第13条第2項に規定する申請は、まちづくり協議会認定申請書（様式第1号）により行わなければならない。
- 2 条例第13条第2項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。
- (1) 団体の規約
- (2) 団体の事業活動計画書
- (3) 団体の対象地区を示す図面
- (4) 団体の構成員名簿
- (5) その他市長が必要と認める図書
- （まちづくり協議会の認定通知等）
- 第8条 条例第13条第4項に規定するまちづくり協議会の代表者への通知は、まちづくり協議会認定通知書（様式第2号）により行うものとする。
- 2 まちづくり協議会は、条例第13条第2項の規定により提出した前条第2項の図書に変更が生じたときは、申請内容変更届出書（様式第3号）により速やかに市長に届け出なければならない。
- （まちづくり協議会の認定の取消し）
- 第8条の2 条例第13条第5項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。
- (1) まちづくり協議会からまちづくり協議会廃止届（様式第3号の2）の提出があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、まちづくり協議会の認定を受けたとき。
- (3) 条例第13条第1項の要件を満たさなくなったとき。
- (4) その他認定を取り消すべき事由があると市長が認めるとき。
- 2 条例第13条第6項に規定するまちづくり協議会の代表者への通知は、まちづくり協議会認定取消通知書（様式第3号の3）により行うものとする。
- （地区まちづくり方針及び地区まちづくり整備計画）
- 第9条 条例第14条（地区まちづくり計画の案の策定方法）第1項の規則で定める地区まちづくり方針の内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 土地利用の方針
- (2) 公共施設及び公益施設の整備方針
- (3) 環境・景観まちづくりの方針
- (4) 防災まちづくりの方針
- (5) その他良好なまちづくりを推進するために必要な方針
- 2 条例第14条第1項の規則で定める地区まちづくり整備計画の内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 土地利用に関する事項
- (2) 公共施設及び公益施設の整備、改善及び管理に関する事項
- (3) 環境・景観まちづくりに関する事項
- (4) 防災まちづくりに関する事項
- (5) その他良好なまちづくりを推進するために必要な事項
- （地区まちづくり計画の案等の提案）
- 第10条 条例第14条第3項の規定による提案は、地区まちづくり計画（案・原案）提案書（様式第4号）により行わなければならない。
- 2 条例第14条第3項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。
- (1) 計画書（地区まちづくり方針及び地区まちづくり整備計画の内容が記載されたものとする。）
- (2) 位置図
- (3) 区域図
- (4) 次条第1項に規定する同意を得たことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める図書
- （事前合意型地区まちづくり計画の案に係る同意）
- 第11条 地区まちづくり協議会は、条例第14条第3項の規定により事前合意型地区まちづくり計画の案を提案しようとするときは、市長に同条第4項の同意を得たことを証する書類を提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の書類が提出されたときは、条例第14条第4項に規定する同意が得られているかどうかについて、提出のあった日から30日以内に審査するものとする。
- （テーマ型まちづくり計画の案等の提案）
- 第12条 条例第15条（テーマ型まちづくり計画の案の策定方法）第2項の規定による提案は、テーマ型まちづくり計画（案・原案）提案書（様式第5号）により行わなければならない。
- 2 条例第15条第2項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。
- (1) 計画書
- (2) 位置図
- (3) 区域図
- (4) 次条第1項に規定する同意を得たことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める図書
- （事前合意型テーマ型まちづくり計画の案に係る同意）
- 第13条 テーマ型まちづくり協議会は、条例第15条第2項の規定により事前合意型テーマ型まちづくり計画の案を提案しようとするときは、市長に同条第3項の同意を得たことを証する書類を提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の書類が提出されたときは、条例第15条第3項に規定する同意が得られているかどうかについて、提出のあった日から30日以内に審査するものとする。
- （テーマ型まちづくり計画における利害関係者）
- 第14条 条例第15条第5項の規則で定める利害関係者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 当該土地利用の制限に係る区域内の土地又は建築物について、対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者
- (2) 前号に規定する土地、建築物若しくは権利に関する仮登記若しくは差押えの登記又は当該土地若しくは建築物に関する買戻しの特約の登記名義人
- （都市農地まちづくり方針及び都市農地土地利用計画）
- 第15条 条例第16条（都市農地まちづくり計画の案の策定方法）第1項の規則で定める都市農地まちづくり方針の内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 都市農地の望ましい将来像
- (2) 都市農地の保全及び活用に関する方針
- (3) 公共施設及び公益施設の整備方針
- (4) 環境・景観まちづくりの方針
- (5) 防災まちづくりの方針
- (6) その他良好なまちづくりを推進するために必要な方針
- 2 条例第16条第1項の規則で定める都市農地土地利用計画の内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 土地利用に関する事項
- (2) 都市農地の保全及び活用に関する事項
- (3) 公共施設及び公益施設の整備、改善及び管理に関する事項
- (4) 環境・景観まちづくりに関する事項
- (5) 防災まちづくりに関する事項
- (6) その他良好なまちづくりを推進するために必要な事項
- （都市農地まちづくり計画の案の提案）
- 第16条 条例第16条第2項の規定による提案は、都市農地まちづくり計画案提案書（様式第6号）により行わなければならない。
- 2 条例第16条第2項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。
- (1) 計画書（都市農地まちづくり方針及び都市農地土地利用計画の内容が記載されたものとする。）

- (2) 位置図
 - (3) 区域図
 - (4) 条例第16条第4項の同意を得たことを証する書類
 - (5) その他市長が必要と認める図書
(都市農地まちづくり計画の案に係る同意)
- 第17条 都市農地まちづくり協議会は、条例第16条第2項の規定により都市農地まちづくり計画の案を提案しようとするときは、市長に同条第4項の同意を得たことを証する書類を提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の書類が提出されたときは、条例第16条第4項に規定する同意が得られているかどうかについて、提出のあった日から30日以内に審査するものとする。
(地区まちづくり計画等の周知方法)
- 第18条 条例第17条(地区まちづくり計画等の決定手続)第1項の規定により地区まちづくり計画等の案の提案又は地区まちづくり計画の案若しくはテーマ型まちづくり計画の案の策定について周知させるために講ずる措置及び同条第11項の規定により地区まちづくり計画等の内容を周知させるために講ずる措置については、第5条の規定を準用する。
- 2 条例第17条第9項の規定による通知は、まちづくり計画(決定・不決定)通知書(様式第6号の2)により行うものとする。
(都市農地まちづくり協議会との協定)
- 第19条 条例第17条第12項に規定する協定は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 都市農地まちづくり計画の実施時期
 - (2) 都市農地まちづくり計画の実施方法
 - (3) 協定の有効期限
 - (4) 協定に違反した場合の措置
 - (5) その他協定の実施について必要な事項
(地区まちづくり計画等の変更)
- 第20条 条例第17条第13項の規則で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 地区まちづくり計画等の名称の変更
 - (2) 地区まちづくり計画等の位置、区域又は面積の変更であって、地区まちづくり計画等に及ぼす影響が極めて少ないと市長が認めるもの
 - (3) その他市長が前2号の変更と同程度であると認める変更
- 2 条例第17条第14項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。
- (1) 地区まちづくり計画等が、まちづくり基本計画その他別に定める基準に適合しなくなったとき。
 - (2) その他地区まちづくり計画等の変更又は廃止をする必要があると市長が認めるとき。
(まちづくり計画の都市計画への反映)
- 第21条 地区まちづくり協議会又は都市農地まちづくり協議会は、条例第19条(地区まちづくり計画及び都市農地まちづくり計画に関する都市計画の決定等の提案手続との連携)第1項又は第2項の規定により条例第29条(都市計画の決定等の提案に関する手続)の手続を兼ねようとするときは、地区まちづくり計画の案又は都市農地まちづくり計画の案を市長へ提案するに当たり、同条第1項に規定する都市計画提案書を併せて提出しなければならない。
(推進地区まちづくり協議会の構成員等)
- 第22条 条例第21条(推進地区まちづくり協議会)第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
- (1) 市民等
 - (2) 識見を有する者
 - (3) 条例第20条(まちづくり推進地区の指定等)第1項第4号に掲げる地区を指定する場合にあっては、大規模開発事業者
 - (4) 市長が指名する職員
- 2 推進地区まちづくり協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(推進地区まちづくり計画の決定の周知方法)
- 第23条 条例第22条(推進地区まちづくり計画の策定等)第7項の規定により推進地区まちづくり計画の内容を周知させるために講ずる措置

- については、第5条の規定を準用する。
(推進地区まちづくり計画の変更)
- 第24条 条例第22条第8項の規則で定める軽易な変更については、第20条第1項の規定を準用する。この場合において、同条中「地区まちづくり計画等」とあるのは、「推進地区まちづくり計画」と読み替えるものとする。
- 第3章 秩序あるまちづくり
(都市計画の決定等の提案に係る事前届出)
- 第25条 条例第28条(都市計画の決定等の提案に係る事前届出、支援等)第2項に規定する届出は、都市計画提案検討届出書(様式第7号)により行わなければならない。
(都市計画提案書)
- 第26条 条例第29条第1項の規則で定める都市計画提案書は、様式第8号とし、同項の規定による提出に当たっては、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 都市計画の素案(総括図、位置図及び計画書)
 - (2) 法第21条の2(都市計画の決定等の提案)第3項第2号の同意を得たことを証する書類
 - (3) 関係図書(区域図、周辺関係図等)
 - (4) まちづくり基本計画に適合する旨の検討書
 - (5) 周辺環境に及ぼす影響及びその影響に対する対策に関する図書
 - (6) 土地所有者等への説明経過書
 - (7) その他市長が必要と認めるもの
(都市計画の決定等の提案の周知方法)
- 第27条 条例第29条第2項の規定により都市計画提案書の内容を周知させるために講ずる措置については、第5条の規定を準用する。
(規則で定める都市計画の決定又は変更)
- 第28条 条例第32条(都市計画の決定等の案の作成手続)第6項及び条例第33条(都市計画の決定等の手続等)第6項の規則で定める都市計画の決定又は変更は、次に掲げるものとする。
- (1) 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第14条(法第21条第2項の政令で定める軽易な変更)に規定する軽易な都市計画の変更
 - (2) 法第8条(地域地区)第1項第14号に規定する生産緑地地区に関する都市計画の変更
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、当該都市計画に係る区域及びその周辺に及ぼす影響が少ないと市長が認める都市計画の決定又は変更
- 第4章 公聴会
- 第29条 削除
(平成23年規則第10号)
(公聴会の開催方法)
- 第30条 市長は、条例第32条第3項の規定による意見書の提出があったときは、次に掲げる事項を公告するものとする。
- (1) 都市計画の原案の種類及び名称
 - (2) 都市計画の原案に係る土地の区域
 - (3) 公聴会の開催日時及び開催場所
 - (4) 公述の申出をすることができる期間
 - (5) その他公聴会の開催に関し必要な事項
- 2 市長は、条例第67条(土地利用構想に関する公聴会の開催)第1項の規定により公聴会を開催するときは、開催日の14日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。
- (1) 土地利用構想の概要
 - (2) 公聴会の開催日時及び開催場所
 - (3) 公述の申出をすることができる期間
 - (4) その他公聴会の開催に関し必要な事項
- 3 市長は、条例第32条第4項ただし書に規定する場合において、公聴会を開催しないこととしたときは、その旨を市ホームページへの掲載その他の方法により周知するものとする。
(公述の申出)
- 第31条 公聴会に出席して意見を陳述しようとする市民等は、前条第1項第4号又は第2項第3号の期間内に、公聴会公述申出書(様式第11号)により市長に申し出なければならない。
(公述人、公述時間及び参考人)
- 第32条 市長は、公聴会の運営を円滑に行うため、前条の規定により公

述の申出を行った者のうちから、公聴会において意見を述べるることができる者（以下「公述人」という。）をあらかじめ選定するものとする。

- 2 市長は、公聴会の運営を円滑に行うために必要があると認めるときは、公述人が意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）をあらかじめ定めることができる。
- 3 市長は、前2項の規定により、公述人を選定し、又は公述時間を定めたときは、あらかじめその旨を本人に通知しなければならない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、公聴会に参考人の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

（公述意見の範囲）

第33条 公述人は、その公聴会において意見を聴こうとする都市計画の原案又は土地利用構想に関する事項の範囲を超えて発言してはならない。

（公聴会の議長）

第34条 公聴会の議長は、市職員のうちから市長が指名する者をもって充てるものとする。

- 2 公聴会は、議長が主宰する。
- 3 議長は、公述人の公述が公述時間を超えたとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、退出を命じることができる。
- 4 議長は、公聴会の秩序を維持し、その運営を円滑に行うために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。
- 5 議長は、公述の内容を明らかにするために、公述人に対し質疑をすることができる。
- 6 議長は、前3項に規定するもののほか公聴会の運営を円滑に行うために必要な措置を講ずることができる。

（公聴会の記録）

第35条 市長は、公聴会を開催したときは、速やかに公聴会の記録を作成し、縦覧場所等を公告し、当該公告の日の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供するものとする。

（略）

別表第1（第4条関係）

開発区域の面積	条例第2条第19号	条例第2条第20号
1,000平方メートル未満	15メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの等倍の距離とのいずれか長い距離	30メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの2倍の距離とのいずれか長い距離
1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	20メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの等倍の距離とのいずれか長い距離	40メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの2倍の距離とのいずれか長い距離
3,000平方メートル以上	30メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの等倍の距離とのいずれか長い距離	50メートルと開発区域内に建築する建築物の高さの2倍の距離とのいずれか長い距離

国分寺市まちづくり条例のあらまし

～協働のまちづくり・秩序あるまちづくり～

発 行 令和３年８月

制 作 国分寺市

問い合わせ 国分寺市まちづくり部まちづくり推進課

〒185－8501

東京都国分寺市泉町２－２－18

TEL：042－312－8666

FAX：042－325－1380

※まちづくり協議会、コンサルタント派遣及びまちづくり活動助成費
に関する問い合わせは、

まちづくり推進課まちづくり推進担当（042-312-8665）

へお願いします。